

登録基幹技能者講習を実施している機関

登録番号	指定、登録等の基準	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	問い合わせ先	指定の理由
1	建設業法施行規則第18条の3の4	登録電気工事基幹技能者 (H20.5.13)	(一社)日本電設工業協会	03-5413-2165 http://www.jeca.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
2	建設業法施行規則第18条の3の4	登録橋梁基幹技能者 (H20.7.17)	(一社)日本橋梁建設協会	03-3507-5225 http://www.jasbc.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
3	建設業法施行規則第18条の3の4	登録造園基幹技能者 (H20.7.17)	(一社)日本造園建設業協会	03-5684-0011 http://www.jalc.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(一社)日本造園組合連合会	03-3293-7577 http://jflc.or.jp	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
4	建設業法施行規則第18条の3の4	登録コンクリート圧送基幹技能者 (H20.7.18)	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731 http://www.cc.rim.or.jp/~zenatsu/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
5	建設業法施行規則第18条の3の4	登録防水基幹技能者 (H20.8.19)	(一社)全国防水工事業協会	03-5298-3793 http://www.jrca.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
6	建設業法施行規則第18条の3の4	登録トンネル基幹技能者 (H21.11.12)	(一社)日本トンネル専門工事業協会	03-5251-4150 http://www.tonnel.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
7	建設業法施行規則第18条の3の4	登録建設塗装基幹技能者 (H20.9.1)	(一社)日本塗装工業会	03-3770-9901 http://www.nittoso.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
8	建設業法施行規則第18条の3の4	登録左官基幹技能者 (H20.9.1)	(一社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560 http://www.nissaren.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
9	建設業法施行規則第18条の3の4	登録機械土工基幹技能者 (H20.9.17)	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
10	建設業法施行規則第18条の3の4	登録海上起重基幹技能者 (H20.9.19)	(一社)日本海上起重技術協会	03-5640-2941 http://www.kaigikyo.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
11	建設業法施行規則第18条の3の4	登録プレスト・コンクリート工事基幹技能者 (H20.9.30)	プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 http://www.pckouji.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
12	建設業法施行規則第18条の3の4	登録鉄筋基幹技能者 (H20.9.30)	(公社)全国鉄筋工事業協会	03-3281-2184 http://www.zentekkin.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
13	建設業法施行規則第18条の3の4	登録圧接基幹技能者 (H20.9.30)	全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966 http://www.assetu.com/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
14	建設業法施行規則第18条の3の4	登録型枠基幹技能者 (H20.9.30)	(一社)日本型枠工事業協会	03-6435-6208 http://www.nikkendaikyou.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
15	建設業法施行規則第18条の3の4	登録配管基幹技能者 (H20.10.16)	(一社)日本空調衛生工事業協会	登録配管基幹技能者講習委員会事務局 03-3553-6431 http://www.nikkuei.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(一社)日本配管工事業団体連合会	登録配管基幹技能者講習委員会事務局 03-6803-2563	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			全国管工事業協同組合連合会	登録配管基幹技能者講習委員会事務局 03-3949-7312 http://www.zenkanren.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
16	建設業法施行規則第18条の3の4	登録薦・土工基幹技能者 (H20.12.12)	(社)日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 http://www.nihonkutai.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(社)日本薦工業連合会	03-3434-8805 http://www.nittobiren.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
17	建設業法施行規則第18条の3の4	登録切断穿孔基幹技能者 (H20.12.12)	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 http://www.dca.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
18	建設業法施行規則第18条の3の4	登録内装仕上工事基幹技能者 (H20.12.26)	(一社)全国建設室内工事業協会	03-3666-4482 http://www.zsk.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551 http://jcif.org/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3431-2775 http://www.nissouren.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
19	建設業法施行規則第18条の3の4	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 (H21.2.13)	(一社)日本サッシ協会	03-3500-3446 http://www.isma.or.jp/!op/tabid/5//Default.aspx	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	03-3500-3634 http://www.cw-fw.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
20	建設業法施行規則第18条の3の4	登録エクステリア基幹技能者 (H21.3.5)	(公社)日本エクステリア建設業協会	03-3851-0450 http://www.iabec.org/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
21	建設業法施行規則第18条の3の4	登録建築板金基幹技能者 (H21.3.5)	(一社)日本建築板金協会	03-3453-7698 http://www7.ocn.ne.jp/~zenban/1-2.htm	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため

登録基幹技能者講習を実施している機関

登録番号	指定、登録等の基準	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	問い合わせ先	指定の理由
22	建設業法施行規則第18条の3の4	登録外壁仕上基幹技能者 (H21.4.28)	日本外壁仕上業協同組合連合会	03-3379-4338 http://ngs.cc/index.html	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
23	建設業法施行規則第18条の3の4	登録ダクト基幹技能者 (H21.4.28)	(一社)日本空調衛生工事業協会	登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局 03-5567-0071 http://www.nikkuei.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(一社)全国ダクト工業団体連合会	登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局 03-5567-0071 http://www.duct-jp.net/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
24	建設業法施行規則第18条の3の4	登録保温保冷基幹技能者 (H21.11.27)	(一社)日本保温保冷工事業協会	03-3865-0785 http://www.itia.org/index.html	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
25	建設業法施行規則第18条の3の4	登録グラウト基幹技能者 (H21.11.27)	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681 http://japan-grout.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
26	建設業法施行規則第18条の3の4	登録冷凍空調設備基幹技能者 (H22.3.25)	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	03-3435-9411 http://www.jarac.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
27	建設業法施行規則第18条の3の4	登録運動施設建設基幹技能者 (H22.3.25)	(一社)日本運動施設建設業協会	03-6683-8865 http://www.sfca.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
28	建設業法施行規則第18条の3の4	登録基礎工基幹技能者 (H23.12.16)	全国基礎工業協同組合連合会	03-3612-6611 http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/top.html	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			(一社)日本基礎建設協会	03-3551-7018 http://www.kisokyo.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
29	建設業法施行規則第18条の3の4	登録タイル張り基幹技能者 (H24.7.26)	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023 http://www.nittaren.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
30	建設業法施行規則第18条の3の4	登録標識・路面標示基幹技能者 (H24.10.29)	(一社)全国道路標識・標示業協会	03-3262-0836 http://www.zenhyokyo.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
31	建設業法施行規則第18条の3の4	登録消火設備基幹技能者 (H25.7.3)	消防施設工事協会	03-3288-0352 http://www.sskk.ecnet.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
32	建設業法施行規則第18条の3の4	登録建築大工基幹技能者 (H26.1.27)	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	03-5643-1065 http://www.zenkenren.or.jp/	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
33	建設業法施行規則第18条の3の4	登録硝子工事基幹技能者 (H27.1.22)	全国板硝子工事協同組合連合会	03-6413-6222	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため
			全国板硝子商工協同組合連合会	03-5649-8577 http://www.zenshouren.jp	建設業法施行規則第18条の3の2を満たすため

■建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)【抜粋】

(登録の申請)

第十八条の三の二 前条第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習の実施に関する事務(以下「登録基幹技能者講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者(以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。)にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録基幹技能者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録基幹技能者講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録基幹技能者講習委員(第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨
- 五 登録基幹技能者講習の種類

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の名及び略歴を記載した書類
- 三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類
- 四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類